

監事報酬に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第 26 条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の種類)

第 2 条 監事の報酬は、固定報酬とする。

(監事報酬の限度額)

第 3 条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。

(監事報酬の支給)

第 4 条 固定報酬は、毎月 25 日に支給する。

(期間計算)

第 5 条 固定報酬は、1 月を単位として（前月の 1 日から末日までの報酬について）、毎月 25 日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日または振替休日に当たるときはその翌日）に支給する。

- 2 監事が就任または退任した時期が前項で定める 1 月の途中であった場合の固定報酬は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(規則の改廃)

第 6 条 この規則を改廃するには総会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 5 条第 1 項、及び第 5 条第 2 項の変更については、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 2 条、第 3 条、第 4 条の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

別 表

(第3条)

役 員 名	固 定 報 酬 年 額	摘 要
監 事	60万円以内	平成30年9月1日施行

(施行期日)

平成24年12月13日 固定報酬は月額1万円とする

平成28年 9月 2日 別表変更

固定報酬月額1万円以内を年額25万円以内に変更

(平成28年9月2日 第5回定時社員総会承認)

平成30年 9月 1日 別表変更

固定報酬年額25万円以内を年額60万円以内に変更

比例報酬を廃止

(平成30年8月30日 第7回定時社員総会承認)